

常葉大学・
常葉大学短期大学部
ガバナンス・コード

令和3年10月18日 策定

学校法人常葉大学

目 次

第1章	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1-1	建学の精神	
1-2	教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章	安定性・継続性（学校法人運営の基本）	4
2-1	理事会	
2-2	理事	
2-3	監事	
2-4	評議員会	
2-5	評議員	
第3章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	9
3-1	学長	
3-2	教授会	
第4章	公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	10
4-1	学生に対して	
4-2	教職員等に対して	
4-3	社会に対して	
4-4	危機管理及び法令遵守	
第5章	透明性の確保（情報公開）	13
5-1	情報公開の充実	

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。これらを通じて私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、地域社会における高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

常葉大学・常葉大学短期大学部（以下「本学」という。）は、今後とも学校法人常葉大学（以下「本法人」という。）の建学の精神に基づく私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中長期計画を策定・公表し、学生を始め様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

本学は「より高きを目指して～Learning for Life～」という建学の精神の下、「知徳兼備」、「未来志向」、「地域貢献」を教育理念として教育・研究活動を行っております。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

本学の建学の精神・理念に基づく人材像は「美しい心情をもって国家・社会・隣人を愛し、堅固な意志と健康な身体をもっていかなる困難にもうち克ち、より高きを目指して学び続ける人間」です。さらに、本学は、教育理念に基づき、次のような人材の養成を目指します。

- ① 真に広く社会に貢献できる職業人を輩出するために、知識・知能・叡智と人格・品格を兼ね備えた正に「知徳兼備」の人材
- ② 「未来志向」の教育・研究を目指し、未来の国家・社会・地域のために貢献できる人材
- ③ 地域密着型の大学として、「地域貢献」できる有能な人材

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

① 教育目的及び研究目的

「知徳兼備」、「未来志向」、「地域貢献」の3つの教育理念を達成すべく、教育においては、専門知識及び技術の習得はもとより、豊かな人間性を育み、地域の担い手と

なる有為な人材の育成を目指し、研究においては、多様な学部等を持つ総合大学として、国家・社会・地域のために貢献できる研究を推進します。

② 学部等の教育研究目的

【大学の学部】

- ・教育学部
教育という視点から社会に貢献できる幅広い教養、豊かな人間性、実践的な指導力を兼ね備えた人材の育成と、その育成の基盤となる研究の推進
- ・外国語学部
実践的な外国語運用能力を身に付け、真のコミュニケーション能力を持った人材の育成と、その基盤となる研究の推進
- ・経営学部
「個の成長・社会との調和」をめざし、経営学の基本理論を修得し、その専門的応用・実践力をもって地域社会に貢献できる知恵と徳操を具備する人材の育成と、その育成の基盤となる研究の推進
- ・社会環境学部
環境問題の解決や社会の安全のための社会システムの構築を目指し、関連する自然科学分野の知識と理解と、それらを前提とした社会科学分野の視点に基づく問題解決型での教育研究に重点を置いた複数専門分野の教員による学際的内容とするための授業の展開による地球環境や防災のために貢献できる人材の育成
- ・保育学部
社会環境の変化の中で、保育・幼児教育が社会的に有用な存在として、その機能を十分に果していくための「人間性を育む教育」、「障がい児教育・環境教育」、「健康教育」、「感性教育」の4つの理念の下、高い人間性と保育技術の向上に加え、特別支援教育等新たなニーズに対応できる人材の育成
- ・造形学部
多様なアートやデザインの分野で高度な知識と技術が求められる時代において多方面にわたり活躍できる人材の育成と、その育成の基盤となる研究の推進
- ・法学部
幅広い教養と高い公共性・倫理性に加えて法的知識やリーガルマインドを身に付けることにより、積極的に社会を支え、あるいは改善に導くことのできる人材の育成
- ・健康科学部
幅広い教養と豊かな人間性を身に付け、看護学や理学療法学の専門知識と技術の修得のみならず、医療を支える優れたケアを提供するための最善の仕組みを創造し、実践する能力を有する人材の育成
- ・健康プロデュース学部
人が現代社会を健康に過ごすための健康についての的確なサポートができる人材の

育成と、健康を有機的総合的に捉えて 21 世紀に必要とされる新たな健康概念を模索し、創造する研究の推進

・保健医療学部

高齢化に伴う慢性疾患の増加、医学の進歩がもたらす救命率の上昇などによる疾病構造の変化に伴い、保健・医療・福祉のさらなる充実が求められている状況下においてリハビリテーション医療の役割がますます増大している中、倫理観と使命感に溢れ、幅広い教養と高度な専門知識及び技術を合わせもった理学療法士・作業療法士の養成と社会への輩出による国民の健康及び生活の質の維持・増進

【大学院の研究科】

・国際言語文化研究科

国際化の担い手となる職業人や国際教育の専門家等、国際交流や国際的視野に立って問題を解決できる人材の養成

・環境防災研究科

自然災害や環境の急激な変化、環境問題を環境の緩慢な悪化と捉え、これらにより社会が受ける影響や被害・災害からの回復、復興経過の究明など環境と社会に関する専門的知識を持った人材の養成

・初等教育高度実践研究科

確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）や、より実践的な指導力・展開力を備えた新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成

・健康科学研究科

健康な身体づくりを目指した「食」のケアと、住環境や社会環境の変化そして人間関係のストレスに起因する「心」のケアを目指して、地域住民の保健・医療・福祉の発展・活性化に貢献できる人材の養成

【短大の本科・専攻科】

・日本語日本文学科

自ら学び行動する「自主独行」の精神を身につけるとともに、日本語・日本文学を通じて得た豊かな素養及び知識に基づく自己表現、自己発見、探求する能力及び精神の養成

・保育科

人間形成の基礎となる乳幼児期からの保育・教育に携わる豊かな人間性及び専門性を併せ持つ人材の育成

・音楽科

音楽の専門教育、幅広い教養教育及び総合的な人間教育を通して感性を養い、実社会でも役立つ人材の育成

・専攻科音楽専攻

作曲と演奏技術を修得して音楽的活動に携わる人材と、音楽活動を通して培った

経験・自律性を実社会でも役立てられる人材の育成

(2) 中長期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画を検討・策定します。
- ② 中期計画の進捗状況については、本法人の将来構想検討委員会で進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。
- ③ 財務状況に基づく適切な中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込むべき事項
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財務基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT 策
 - ケ 計画実現のための PDCA 体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 「主役は学生」をモットーに、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害等を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、その設置者である学校法人は、経

営の安定性と継続性を図り、中長期的に私立大学の価値の向上を実現するため、その役割・責務を適切に果たすことが求められています。

本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する重要事項を本法人の寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 業務執行者から理事会へ適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委譲

ア 学長が職責を十分果たすことができるようにするため、必要な教学事項の権限を委ねます。

イ 学長を補佐する副学長を置いて、担当職務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 副学長の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程の整備等により可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときには、これらの者は連帯して責任を負います。

- ⑧ 本法人に対する役員（理事・監事）の責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む。）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査に関する諸規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、監事を選任します。
- ② 監事の定数は、2名以上5名以内とします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査に関する規程

- ① 監査機能の強化のため、本法人の監事監査規程を適正に運用します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事監査を実施します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うためのサポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の配置

監事の監査機能の充実・向上のため、常勤監事を配置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功不能に因る解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他本法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るために審議をします。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討し、当該検討に関する資料を評議員会に開示します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としします。
 - ア 本法人の設置する学校の学長、校長及び園長
 - イ 本法人の職員（本法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下同じ）のうちから、理事会で選任された者 8人以上12人以内
 - ウ 本法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者 6人以上7人以内

エ 本法人の設置する学校の在学者及び卒業者の保護者のうちから、理事会において選任された者 6人以上7人以内

オ 本法人に関係ある学識経験者で、理事会において選任された者 6人以上9人以内

③ 本法人の設置する学校の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

① 本法人の設置する学校は、評議員に対し諮問事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 本法人は、評議員に対し、適宜研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

大学・短大の学長の任免は、本学の学長選任規程に基づき、「理事会の議を経て、理事長が任命する」と定め、その職務は本法人の組織規程において、「学長は、学則等の定めるところに従い、大学の教育及び研究等の業務を総理し、大学教職員を総督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」と定められておりますが、本法人においては、大学・短大の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長・学部長等の任命、教員採用等の重要な教学事項については、理事会の権限の一部を学長に委任することにより、学長の意向が十分に反映されるよう配慮しています。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、学則に定める目的を達成するためにリーダーシップを発揮し、教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

② 学長は、理事会から委任された権限を適切に行使します。

③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、本法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有するよう努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長等の役割）

副学長・学部長等、学長を補佐する者について、本法人の組織規程では次のように定めています。

① 大学及び短大には副学長を置くことができるとしており、組織規程において、大

学では「副学長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の教育及び研究等の学務を司る」とし、短大では「副学長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、短大の学務を司る」とし、その職務内容についても組織規程に定めています。

- ② 学部長の役割については、組織規程において「学部長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の学部における学務を統括する」としています。
- ③ 研究科長の役割については、組織規程において「研究科長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学院研究科における学務を統括する」としています。
- ④ 短大の科長の役割については、組織規程において「科長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、短大の科における学務を統括する」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。また、教授会の審議事項については、学則に定めています。

なお、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、最終的な判断は学長が行うこととなっています。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かなければなりません。本学は、ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられる存在であり続けるために、公共性と信頼性の担保に努めてまいります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ① 学部等における3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメン

ト等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中長期計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・教育理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員の教育・研究活動について、毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は7年（専門職大学院にあつては5年）以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を7年（教職大学院にあつては5年）ごとに受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のた

めの計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関する情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ア 学生の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継承計画の策定に取り組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、本学は、法人運営や教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっているため、本学は、それぞれに異なるステークホルダーから支持される法人運営、活動の透明性を確保します。

また、私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であり、企業のように利益を追求し「株主への説明責任がある」位置づけとは異なることから、本学は、法人運営及び教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公開

学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び本法人の情報の公開及び開示に関する規程等に基づき、以下の項目について主体的に情報発信します。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者に関する受入方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録、貸借対照表、収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所等秘匿されるべき個人情報に係る記載の部分を除く。）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書
- （ア）法人の概要

- (イ) 事業の概要
- (ウ) 財務の概要

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限公開します。事例としては次のような項目を想定しています。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携及び産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 経営改善計画
- ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、関係書類を事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報の公開及び開示に関する規程に基づき公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使ったweb公開を主としますが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の活字媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい解説文を付ける等、説明方法も常に工夫します。